

# 第8回議会運営委員会記録

令和元年12月19日

【開催日】 令和元年12月19日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時7分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【委員外出席議員等】

委員外議員	大井淳一郎	傍聴議員	水津治
傍聴議員	宮本政志	傍聴議員	山田伸幸

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介
議事係書記	原田尚枝		

【付議事項】

- 1 議員研修会について
- 2 市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書
- 3 要望書（「市民憲章」に活力を与えよう）について
- 4 その他

---

午前10時 開会

---

笹木慶之委員長 はい、どなたもおはようございます。それでは、第8回の議

会運営委員会を開催させていただきます。それではまず、付議事項の1件目ではありますが、議員研修会についてということで、これは委員外議員の出席を求めます。民生福祉常任委員会の大井委員の出席を求めますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では、大井委員長、お願いします。

（大井淳一郎 委員外議員 着席）

笹木慶之委員長 では、説明してください。

大井淳一郎委員外議員 おはようございます。本日は議会運営委員会の皆様にお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。付議事項1点目の議員研修会についてです。令和元年度山陽小野田市議会議員研修会ということで、毎年、市議会議員の研修会を行っているわけですが、その一案としまして、日にちは令和2年2月5日水曜日午後1時半から、場所は第2委員会室、講師としましては、自治体病院の関係で自治体病院の経営とか保険、医療、福祉のマネジメントを専門にされております伊関友伸先生、城西大学の経営学部マネジメント総合学科の教授をされております。演題ですが、案といたしまして、「自治体病院経営を考える」、これはあくまでも仮称ですが、その中で、人口減少時代の自治体病院経営、そして地域医療構想再検証病院の公表について、などをお話ししていただきたいと思っております。なお中身の進行とかについては、議会運営委員会の皆様にお任せしたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

笹木慶之委員長 はい、ありがとうございました。今説明があったとおりですが、今の発言について、何か御質疑ございませんか。

伊場勇委員 はい、1時半から何時まで、時間はどれぐらいやる予定なんでしょうか。それとあと、議会運営委員会に司会とかをやるのであれば、講

師との打合せも必要かと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

大井淳一郎委員外議員 この点につきましては、1時半から何時までかということとか中身の進行の仕方とか、その辺については、議会運営委員会の皆様、事務局を交えて講師の方と打合せをしていただければと思います。

笹木慶之委員長 私があえて言わなかったのがいけなかったんですが、今、大井委員長から提案のあった講師とその研修内容について、議会運営委員会で、それでいいかどうかですね、ということが今日の方向性だと思います。で、それが決まれば、議会運営委員会の研修会ですから、後は我々のほうで調整してまいりますので。まず今日はそれを令和2年の、だから、令和元年度の研修会になるのかな、ということとして取り上げていいかどうかということをお審議いただきたい。異議ありませんかね。大体、あれですね、それなりの話は皆それぞれ行っているかとも思うんですけど、会派のほうにね。はい。だから、無会派のほうにも話をされておるといふふうに思いますが、よろしければ、これで受けたいと思いますが、よろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。では、今申された、一応日にちと時間、始めの時間を前提とした中で、講師である先生のほうも、時間帯を取っていただいておりますということなんだろうからね、それを受けて、あとは議会運営委員会でどのようにするかということを決めていきたいと思っております。はい、ありがとうございます。

（大井淳一郎委員外議員 退室）

笹木慶之委員長 まず、お諮りします。2番目の付議事件ですが、要望書、いわゆる「市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書」の要望者を参考人として本委員会にお呼びすることについて、お諮りいたします。要望者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思っておりますが、よろしゅうござい

ますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのように決定をいたしました。参考人には、要望者であります中島好人さんをお呼びしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのように決定いたしました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、本日、12月19日木曜日、この後ですが、ちょっと机の配置があるので、10時15分から再開をします。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのように決定しました。では、参考人を呼びますが、準備ができるまで、暫時休憩をします。

---

午前10時6分 休憩

---

---

午前10時16分 再開

---

笹木慶之委員長 それでは、休憩を解いて、議会運営委員会を開催いたします。

では、「市議選の公職選挙事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書」について、議題として審査を行います。本日は参考人として、要望書の提案者であります中島好人さんの出席を得ております。それでは、委員会を代表いたしまして、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べいただきますよう、お願い申し上げます。議事に入る前にちょっと確認しておきますが、小野議長は、この要望書の内容の信ぴょう性を肯定して委員会へ諮られたということですのでよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)ということでもあります。それでは、本日の議事について申し上げます。本要望書について、参考人の方から説明をいただきまして、その後、質疑に入りたいと思います。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願い申し上げます。また、発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないよ

うになっておりますので、その点については、どうぞ御了解、あわせて御了解を申し上げたいと思います。それでは、要望書の内容について参考人から説明を求めますが、一応、要望書を朗読いただけませんか。読んで確認をしたほうがいいと思いますが、よろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、よろしく申し上げます。

中島好人参考人　それでは今、委員長のほうから要望書の読み上げをというのがありましたので、読み上げたいというふうに思います。2019年の11月27日です。市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書。市民の生活向上と議会改革への取組に敬意をします。さて、今年3月、山口地裁において、山陽小野田市議選で、公職選挙法違反に問われていた被告への有罪判決が下りました。一昨年の市議選に関連して、杉本保喜議員の祝勝慰労会が公職選挙法の供応罪に問われ、1人が起訴、19人が起訴猶予、13人が不起訴処分とされた事件です。しかし、その後、8か月が経過したにもかかわらず、杉本議員自身による事の経過、内容及び自らの関わりに関して何ら説明責任が果たされているとはいえませんし、議会の側からその説明を求める動きもありません。昨年3月26日、私は、185名の署名とともに杉本保喜議員の政治倫理問題を調査するための市議会政治倫理審査会を請求しました。そして、昨年6月11日、政治倫理審査会が審査結果報告を議長に提出し「市議会政治倫理条例第3条第1号に違反する」として、議長による注意処分と本会議場において杉本議員自身が謝罪を行うことが全会一致で決定され、6月12日の本会議冒頭に杉本議員の謝罪が行われたわけであります。杉本議員の謝罪は、議員各位に迷惑を掛けたとの言葉はありましたが、市民に対する明確な謝罪の言葉もなく、政治倫理条例で規定しているような、その後の説明責任も全く行っていないのが現状です。有罪判決が下った今、杉本議員と議会が、改めて政治倫理上の説明責任を果たす必要があります。1、私が政治倫理審査会を請求したときもそうでしたが、市議会は、杉本議員の条例違反の行為があったと全会一致で決定しました。それならなぜ有罪判

決が出た後も、市民から責任の明確化と説明責任が求められるまで市議会は何も対応しないのですか。2、有罪判決を受けて、杉本議員自身の責任はどう取るつもりでしょうか。また、杉本議員自身の説明責任に関して、①杉本議員は、祝勝慰労会の企画、参加者の人選、会費の設定等にどの程度関わっていたのか。②会場とされた料亭での飲食は、通常でも一人当たり5,000円から1万円といわれており、祝勝慰労会の会費の設定等に関して、公職選挙法の供応罪が適用され有罪となったことに、杉本議員の重大な疑惑と責任が問われているのではありませんか。③杉本議員が会費上の金額を支払ったとすれば、それは公職選挙法上の違法行為との認識はあったのか。④杉本議員の政治倫理審査会の証言で、起訴猶予を無罪と認識を示す発言をしていますが、それは間違いです。33人もの多くの支持者が事情聴取され、有罪と起訴猶予されました。この問題に関する杉本議員自身の政治責任を明らかにする必要があります。3、杉本議員が、政治倫理審査会の場で、他の議員の公職選挙法違反の事例についても触れました。既にインターネット上でも他の議員の違法行為が話題にされていますが、政治倫理条例上の説明責任に関して、起訴、不起訴は関係なく、議会自身が再度認識を新たに作る機会を作るべきではありませんか。が、要望書の内容です。

笹木慶之委員長 はい、ありがとうございました。なお、中島さんのほうから、今読まれたことに対して付け加えることがあれば申してください。

中島好人参考人 おはようございます。後先になりましたが、本日は議会運営にお呼びいただきましてありがとうございます。しかし、私が、議長に要望書を提出したのが11月の27日でした。12月11日になっても、議会から何の連絡もないので、議会基本条例は、議会は請願、陳情とあるので、要望書ではなくて陳情にすべきだったのかと思い事務局に私は電話をしました。「事務局に私が提出した要望書の取扱いはどうなっているのか」と電話しました。そして、明るる日の12日の夜の6時に、18日か19日ということで、今日になったわけであります。市民に余

り心配を掛けないようにお願いしたいと思います。それでは、私が要望書を提出した意図と目的について説明をいたします。私は、昨年3月の26日、185名の署名を添えて、政治倫理審査会設置の請求を行いました。それは、1月にマスコミが公職選挙法違反として大きく取り上げて3か月がたつのに、議会からは杉本議員の政治倫理を問題視する何の動きもなかったからであります。2、昨年6月議会までに数回開かれた政治倫理審査会で、杉本議員からの若干の問題について釈明らしきことはありましたが、事件が公判に持ち込まれたこともあり、裁判が終了しなければ説明責任が果たせないと言いつが通り、6月議会の冒頭に杉本議員の謝罪が行われたわけであります。私はすぐさま、杉本議員の謝罪と釈明及び議長による注意処分に関しては、到底受け入れることができないと小野議長に対して抗議の申入れを行いました。3、しかし、今年3月末、公職選挙法事件で裁判の有罪判決が下りましたが、それから8か月たつのに杉本議員からの説明責任は何も果たされず、議会からも、責任を問う声が上がりませんでした。それだけではなく、昨年杉本議員は、責任を取って、委員長職や消防組合議員を辞任する対応をしていたにもかかわらず、この10月に、再び消防組合議会議員への推選が行われていたのであります。4、杉本議員は、消防組合議員の辞職とともに、12月の冒頭に再び杉本議員による謝罪が行われたとはいえ、謝罪だけで何ら説明責任を果たしたとは到底言えない状況なのに、まともや、議会から、それは議会から、まともや議会からそれに対して、杉本議員の責任を問う動きは何も起きなかったのであります。5、私は、議会自身が次の焦点について明らかにされるよう求めます。(1)なぜ、市民からの政治倫理審査会の請求の問題点の指摘がなければ、議会自身の責任で政治倫理に関して何も動こうとはしないのですか。おかしなことに、昨年の政治倫理条例違反の認定は、全会一致でした。それならば、なおさら議会と議員自身がまず自らの責任で、政治倫理に関してなぜ何もしてこなかったのかを明らかにする責任があるのではありませんか。2、私は、昨年3月の審議会設置の請求、また、昨年6月の議長への抗議文、今年12月議会への要望書も提出しました。少なくとも、杉本議員が説

明責任を果たさなければならない諸点に関して、具体的に指摘しています。議会としてそれをどう受け止めておられるのでしょうか。3、杉本議員の説明責任は当然として、果たして、今回の公職選挙法違反事件は、謝罪と説明責任だけで良いのかどうかは問われています。33人が事情聴取され、うち19人が起訴猶予、1名が起訴され、有罪判決となりました。これらの人たちが皆、杉本議員の選挙のために重要な役割を担っていたこと。自分の当選のために、これだけの人たちが罪に問われたことに対する責任の重さを考えるならば、私は、杉本議員は議員辞職に相当すると考えます。4、最後に、全ての要望書の中でも触れていますし、杉本議員も政治倫理審査会の中で、他の議員の公職選挙法違反について触れています。インターネットの中でも公然と現職議員の名前が分かるような書き方で、公職選挙法違反の事案が書き込まれています。こういうことに関して、議会は、政治倫理条例の立場からどのように対応されるのか、しっかりと見守っていきたいと思います。もし、議会が何も動かないのであれば、私は、再び政治倫理審査会設置の請求を行うことを、あえてここで申し添えておきたいと思います。以上であります。

奥良秀委員 おはようございます。今、中島参考人のほうからお話、要は要望書以外のことがちょっといろいろとあったんですが、ちょっと今、いろいろと言われたんで私もよく聞き取れなかったんですが、今回、付議事項としましては、「市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任の議会の対応についての要望書」を、今からこの話し合うということによろしいのでしょうか。

笹木慶之委員長 今、奥委員から、確認がありましたが、そういうことによろしゅうございますね。

中島好人参考人 そういうことでの質問ではなくて、それぞれの議運のメンバーの人たちが、こうした事態をどういうふうを受け止めて、どうしたら議会改革、市民の負託に応えることができるのか、そこに論点を見つけ

てほしいなど。だから、これ、狭い範囲でこのことを捉えるんじゃなくて、もっともっとね、開かれた、開かれた市議会、で、そして市民の信頼を得ていく。そのためにどうしたらいいのかっていうところを、しっかり議員間同士で話し合っしてほしいなというふうに僕は思います。

笹木慶之委員長 ちょっと私のほうから中島さんへ申し上げます。今回はね、この要望書についての審議をするんですよね。要望書に書いてあることをあえて朗読いただいたのは、確認のために、委員に確認のためにしていただいた。ただ、その中で、言い足らなかったものがあれでもあったらということで、補足でお願いしたわけですが、やっぱ、その点は御了解いただきたいと思うんですけどね。まず、それが決まらないと。要望書についての審議ですからね。

中島好人参考人 要望書を一つ一つうんぬんうんぬんということも確かにあるかと思いますがけれども、全てが市議会の議会基本条例、倫理条例に沿った中身なんですから、それぞれの議会がそれをどう受け止めていくかということで、この要望書を捉える必要があるのではないか。一つ一つこれ、こうやってでチェックしていくわけですか。質問ができんからあれですけども、これをどういうふうに君たちは捉えていくのか。いいチャンスとしてね、この議会改革を山陽小野田市、これを機会にして、もっともっとね開かれた市議会としていくチャンスではないか。

笹木慶之委員長 今中島さんから言われましたが、それは最後のね、最後の議運の我々の審議のまとめの中で出てくる問題かと思いますが、一応、この要望書に基づいて審議をしないと進みませんので、それについてお願いしたいと思います。

中島好人参考人 要望書でもいいんですけども、議会内が、自由討議の中で自由活発に討論し合っ、物事を進めていく。一つ、交互にね、いろんなことを自由に討論し合っ、この解決にはどうだろうか、もっとこうい

うことが言えるんじゃないか。もっこの要望書以外のことも言えるんじゃないかと。なぜそういうふうに見えないのかと。反対に問うわけにはいかないですけども、そういうふうに見るべきではないかと、私は思います。だから、要望書以外があったら、その問題について、お互いにこれはやっていこうじゃないかと、どんどんあっていいんじゃないですか。自分らの意見、私はこう思う、こう思う、もっとほかにもある。どんどん活発化していくことが大事だから。それでその後も、議員間同士の相互の話合いの中で、透明性のある議会、市民から信頼される議会、どうするかという話に持っていったらいいんじゃないですか。

笹木慶之委員長 はい、今、中島さんの意見がありました、一応、元に戻して、この要望書に対する、要望書の意向について確認をしたいというふうに思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、どなたか意見はございませんか。質問は。

伊場勇委員 要望書の件で、まず1のところから何かって言うことですよ。今はその1の前の前段のところ意見がって言うことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ちょっとその前段のところですね、出されたのが11月27日に要望書を頂きまして、12月4日に杉本議員が議場で発言された内容を御存じかと思えますけれども、そのことについて、中島さんはどういうふうにそう思われて、それがもし11月27日以前であれば、この前段がどういうふうに変ったのかなというふうに、12月4日の印象も含めて、どういうふうにお考えか、思われたか教えてくださいませんか。

中島好人参考人 公職選挙法の問題であろうがなかろうが、政治倫理条例に基づいて、説明、疑惑が持たれた場合は、説明責任があるというふうになっているわけですよ。それで、今回はまた委員会の中では、公判が決まってから説明するというふうに言っていたわけですよ。だから、今度は二重の状況になってしまったわけですよ。政治倫理と公職選挙法違

反と。だから、その辺でいうと、まずは説明責任、やっぱこうこうでこうだったと、一つ一つね、きちっと本人の口から説明責任がなされる。ごめんなさい、ごめんなさい、ごめんなさいではね、何ら市民に対して説明責任は果たしてないと私は考えました。

伊場勇委員　じゃあその12月4日の発言を受けても、まだ果たされてないといふところの認識で間違いないということですね。

中島好人参考人　そうです。

奥良秀委員　先ほどすいません。私としても、ちょっと初めてだったもので、どういうふうに進められるのかなということがありましたので、確認させていただきました。ちょっと質問なんです、去年のこの要望書の中で、昨年3月26日、私は185名の署名とともに、市議会政治倫理審査会を請求しました。そして、昨年6月11日、政治倫理審査会が審査結果報告書を議長に提出し、市議会政治倫理条例第3条第1号に違反するとして、議長による注意処分と本会議場において杉本議員自身が謝罪を行うことで全会一致で決定され、6月12日の本会議冒頭に杉本議員の謝罪が行われた。この文章を見ると二つの文章があると思うんですが、この時点で、最初のほうは、参考人さんのほうが人を集めて署名を集めて政治倫理審査会を開かれました。で、もう一つの要は、中島さんの思いの中で、今度は個人でこの要望書を提出して、また次のことをいろいろとやろうというお考えがあるのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですか。それとも個人なのか、それともこの匿名の方が、もっとほかのことをやってほしいというような今要望があるのか、教えていただけますでしょうか。

中島好人参考人　本来ならばね、こんな署名まで取らずにね、議会に3人おれば、委員会設置してね、事を進めることは簡単にできたんですよ。それが、あんだけ新聞報道されたにもかかわらずですね、何ら動きがない

ことによって、調査委員会を作られたわけですよね。それで、1回、私が参加したり、被議員も参加したりしてですね、そういう説明会を開いて、結局、5回の審査で物事が明らかにならずに、委員会の中でもね、いろいろ指摘があるんですよ。もっと調査して解明していきましょうとか、それで終わってしまう。で、ある議員は、こんなことを市民からなげんにゃ、やるのが恥ずかしいじゃないか。それで、これで終わってしまう。その後がない。その後が。そのあと真剣にね、論議して、これはおかしいの、今後は二度とこういうことがないように、自らが、議会自らが、きちんとしていかんにゃいけんのうと、そういうふうに、議会の中で、討議の中でそのことが明らかになっていけば、僕はこういう要望書はなかったと思いますよ。

奥良秀委員 もう一度確認なんですが、この要望書というのは、中島さん、個人の方でよろしいですか。それとも要望書等、要は、185名の署名のとともにと前回倫理審査会を開かれたんですが、この方たちも一緒にとということでよろしいでしょうか。

中島好人参考人 このたびは、185名なりに相談はしておりません。しかし、その集めたときに、やっぱきちんと説明していくのが筋であるよねということで署名を集めたわけですけれども、そういう署名に協力した人の思いは、私が代表している限りそのままてぶるわけにはいかないというふうに思ったわけでありませう。

笹木慶之委員長 ほかに、どなたかでございませうでしょうか。名前言うのもいかがと思いますが、誰か聞かんとね、前へ進めませうからね、河野委員、いかがですか。

河野朋子委員 今回の要望書が、先ほど言われたように9月4日の杉本議員の謝罪以前に出されたもので、その謝罪を受けても、今、伊場委員からの質問に答えられたように、なお、この要望についての内容は変わらない

っていうことを確認できたんですが、そうなりますと、今後の対応としまして、改めて杉本議員からの明確な説明責任を求めるということと同時に、議会の対応がこれまでまづかったことに対して、それらを顧みてきちんと取り組んでほしいという、この2点でよろしいのでしょうか。

中島好人参考人 難しいところなんですけども、私がどうこうということではなくて、議運のメンバーなり、議会のメンバーなりがこの問題をどう捉えてどうしていくかということが、私は、大事なことではないかというふうに思います。私の思いは、先ほど言いましたように、意図とそういう内容については報告したとおりです。

奥良秀委員 これまだ、1ページ目でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）1ページ目で、もう一つだけ質問させていただきたいんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほど来から私のほうで事の経緯というか、いわゆる倫理審査会を開かれて、議場のほうで議長の注意と杉本議員本人の謝罪っていうのが倫理審査委員会で決められて行われましたと。ということで、本来、そこで、何らかの疑問とか質問が議員からあれば、その場で何かしらあったと思うんですが、たしか、誰も反論というか、そういったことはなかったことは御承知でよろしいでしょうかね。

中島好人参考人 あの場で、おかしいとか、言えないんじゃないですか。

高松秀樹委員 中島さん、お疲れ様です。要望書の全般的なところで、これ要望書なんで、中島さんがある一定の要望をされているというふうに受け取っています。その中でいわゆる列記をされておると。1、2、3と番号が付いていますよね。これがいわゆる要望事項だというふうに捉えています。まず1番は、これ読んでみると、市議会は何らかの対応をすべきだというふうに読めるんです。ところが、御存じのように倫理条例の中にはこの議会対応の部分がなくて、あくまでも議員がしっかりそこは説明しなさいという話になっています。だから、狭義の意味では市議会

じゃなくて議員だと。でも広義の意味では言われるように市議会、水面下でも対応しろよというこういう要望事項だと思ってます。もちろんこれは、今ここで結論出ることではないので、今後中島さんが言うようにね、自由かつ達な議論の中である一定の結論が出ると思っています。2番目については、2の1は、これは杉本議員本人に聞かないと分かんないことですね、まず。どの程度か関わったのかと。ですね。2番目。これ警察に聞かんにゃ分からんような事項なんですよね。今、つまりここで議論ができない。3番目。認識はあったのかって、これ杉本議員本人の話だと思っています。4番目、これも杉本議員本人の話だと思っています。ということは、2番のいわゆる説明責任を果たせということだと思っていますが、これは今ここで、どうだっていう結論が出ないので、議運上の手続の流れとしては、これ杉本議員を議運にお呼びして、再度これを確認しなきゃならないというふうに思っています。次3番目なんですけど、これはちょっと非常に分かりにくいんですけど、特にちょっと私が質問したいのは、既にインターネット上でも他の議員の違法行為が話題にされていますが、と。これは中島さんの言葉なんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）ですよね。これちょっとどういうことなのか、まず説明をお願いしたいと思います。

中島好人参考人　まず、1点目はですね、杉本議員自身がね、温泉旅行に行った、そのぐらいはええと思っちゃったと、こういう話がありました。審査会の中で。それは、どんなことやろうかという疑惑が持たれた一つではないかと。そして、インターネットの書き込みがですね、ここに、あるんですけども、これを読み上げてもいいものかどうかというのは、あるんですけども。それぞれの委員会の中で調査するあれはあると思いますけれども、ちゃんとありますけれども、そういうことです。提出が必要とあれば、また提出はします。

高松秀樹委員　3番目の最後のところに、政治倫理条例上の説明責任に関して起訴、不起訴は関係なく、議会自身が再度認識を新たに作る機会を作る

べきってありますよね。これはちょっと読み取れないんですけど。議会自身が再度認識を新たにする機会っていうのは、これは誰の認識のことで、これどういう機会って要望されているんですか。

中島好人参考人 こうした、私は杉本議員のことだけではなくてですね、こうしたインターネット上やいろんなことが出てきているところですね、それに対して、何らかやっぱこの真実を明らかにしていく。この、新たにやっぱそういう気持ちにね、なっていく必要があると。私はやっぱり議会基本条例及び倫理条例策定するということでの状況に関わってきたわけですから、そういう意味ではね、本当に議会が開かれた議会であり透明性のある議会であり、市民から信頼される議会になってほしいという思いでね、そういうふうに新たにね、そういう事件があったらきちっとね、議会の中で、自らも、これは自らってなっていますから、自らも説明責任を果たしていく、そういう姿勢が大事じゃないかなっていうふうな思いで書きました。

高松秀樹委員 ということはですね、要望事項は、まず市議会は何らかの対応をすべきだということ。あとは、説明責任をきちんと果たせと。先日、本会議場であった謝罪及び説明責任は、これは果たしてないので、しっかりもう一度果たしてくれということで、まずよろしいですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）その上で一番最初にお聞きしました、1番目の市議会は何も対応しないのですかという一文なんですけど、倫理条例の第2条第3号には、「議員は」という主語があって、その責任を明らかにするように努めなければならないと。ここに、「議会は」という言葉ではなく「議員は」ということで、これはやっぱり議員がおのおの自分のやったことに関しては、自分が責任を取りなさいというようなことを、山陽小野田市議会議員政治倫理条例でうたっておるんですが、私はだから、議会がっていうより、まず議員がしっかりやるべきだと思っていますが、中島さんは、市議会はと書いておりますが、その辺はどのように理解したらいいですか。

中島好人参考人 もちろん倫理条例ですから、議員個人がね、その責任を果たしていくのが前提にあると思います。しかし、それが一向になされない場合は、議会としての、最終的に議会としてですね、きちっとその責任を果たすようにいう投げ掛け、提案があってしかるべきではないかというふうな思いです。

長谷川知司副委員長 要するに3番については推測の状態ですよ。ですから、はっきりした証拠っていうのは私たち議員もそれについては分からないし、これについては議員が動くというよりも、客観的には司法あるいは警察のほうが動いた結果をもって動かないと、推測の状態ではちょっと議員あるいは議会が動くっていうのはいかなもんかと思うんですが、これについてはどうでしょう。

中島好人参考人 あのですね、ちょっとこの遅くなったんですけども、審査会の特権っちゃ、かなりあるんですよ。審査会は事情聴取し、又は資料の提出をします。審査会は必要があると認めたときには、関係者の出席を求め、説明を詳しく聞き、また資料の提出を求めることができます。だから、審査会ではないとしても議会としてのね、そういう調査する。そしてその調査を基に、審査、討議という議論を進めていくということが私は大事な点ではないだろうかというふうに思います。

笹木慶之委員長 今、長谷川副委員長が言われたのは、一番最後の3番のことですね。おおきな3番ね。

高松秀樹委員 今副委員長が言われたところは実は二つあって、他の議員の公職選挙法違反の事例についても触れていました。これは杉本議員本人が触れていましたということですよ。もう一つは、インターネット上でも、今、インターネット上っていう話で、これは私たちは知らないことなんですけど、これ僕は同列に考える必要はないと思います。ただし、

中島さんが言われた他の議員のうんぬんというのは、これは公式な倫理審査会での杉本議員の発言だったんです。この件については、私は杉本議員にですね、ちゃんと説明をさせるべきだと。何を言ってるのかと。虚偽を言ったのかそうじゃないのか事実なのかっていうことも含めてね。その上でやらないと、中島さんのほうも結局あれは何だったのかという話になるんだと思いますので、私は、そこはしっかりやっていきたいなと思っています。何か御意見あれば。

中島好人参考人　そういう発言があったときに、さらっと流したというところも、僕は問題があると思うんですよね。いや、その辺ではきちっとね、その疑惑を正していく必要があるというふうに思います。インターネット上には、ここに資料があるので必要であれば提出はします。

奥良秀委員　はい、2枚目に行っていていいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）市民から、責任の明確化と説明責任が求められるまで市議会は何も対応しないのですかという文章があるんですが、先ほど来もいろいろあるんですが、何も対応してないっていうところが、やはりいろいろとこのそごがあるのかなと。全会一致で謝罪を行うことを決め、更に2回の謝罪を行い、いずれも1人の異議申立てはなかった。で、これが要は事実であって、対応済みではないかと。また中島参考人さんのほうは再対応してほしいということによろしいでしょうか。

中島好人参考人　何もしないのですかというのは中身の話やなくて、要するに、あれだけ新聞が出たのに3か月たっても何も動きもない。本人からもない。それで、公判、裁判の有罪判決が出て8か月たったのに、本人からの謝罪も議会の動きもない。何もしないということで判断してもらって結構です。

奥良秀委員　ということは、今、中島参考人さんのほうは、再々対応してほしいということによろしいんですね。

中島好人参考人 私はそういうところを求めておりません。説明責任です。あくまでも、政治倫理条例第3条にいう疑惑があった場合には、その説明責任を果たす。だから、彼は、裁判が終わらなければというふうになったから今度は複雑になったわけです。そのとき説明責任果たせば、それで終わったわけです。倫理条例に基づいて。それで、裁判の結果が出るまで説明しないと変なこと言うから、今度は二重になってしまう。有罪というそういうことを。だから逮捕っちゅうとかじゃない。あくまでも説明責任。あとのところは議員間相互の中で、いろんなことを話し合っていたいただきたいというふうに思います。

長谷川知司副委員長 ちょっと中島さんいろいろ言われました、有罪っていうのは有罪っていうのは誰が有罪だったんですか。有罪になってって言われたけれど。（「誰が有罪かって書いてある」と呼ぶ者あり）

中島好人参考人 えっとですね、33名が事情聴取され、うち19名が起訴猶予、1名が起訴、あと、13名が不起訴やったですかね。そういう有罪判決が下ったということです。

長谷川知司副委員長 この有罪っていうのは誰かっていうのが、ちょっと私もよく確認しときたいんです。そこまで私、知っておりません。もしあれやったら、そちらのほうで調査していただければというふうに思います。

奥良秀委員 もう一つです。すいません。今度は会食の件について、中島参考人が書かれていることでちょっと教えていただきたいんですが、会場とされたこの料亭での飲食は、通常でも1人当たり5,000円から1万円と言われており、というところがあるんですが、この料亭っていうのは、ちなみにどちらの料亭かっていうのは。

中島好人参考人 はい、私は知っておりますけど、ここで言うのは、差し控え

たいというふうに思います。言いたいのはやまやまです。ですから、ここで経費がどのくらい掛かったのかとかですね、そういうことは、調査すればすぐに分かるはずですよ。そういう調査権はあるはずですよ。

奥良秀委員 いや、私が聞きたかったのが事細かく書かれていますので、例えば5,000円から1万円っていう金額で、通常1人当たりの料金のことを書かれていますけど当然、中島参考人のほうが調べられて書かれたのかなと思ってちょっとお聞きしたんですが、いかがでしょう。

中島好人参考人 小野田の市議会でもかなり利用してた経緯もあって、そこんところはどうだったかって、かなり前だから今とは違って来ているかも分かりませんが、調べようと思ったら、すぐにでも議会事務局に当時のもんがあれば分かるんじゃないですか。

奥良秀委員 了解しました。もう一つ、すいません。はい。1万円多く杉本議員が出したことは儀礼の範囲を超えているということは、今、中島参考人さんが言われたということで、飲食店とこですね。よろしいんでしょうか。

中島好人参考人 これは飲食店うんぬんとまた違って、供応罪というふうに、寄附っていう形になったというふうに私は判断しております。

奥良秀委員 先ほどから高松委員からも出てるんですが、既にインターネット上でも他の議員の違法行為が話題とされていますがってということで、私も、誰のことがちょっと分からないんですが、もし詳しくはここでは言えないんですかね。どうなんですかね。聞くことはできるんでしょうか。

中島好人参考人 私はここでそういう公表するつもりはありません。必要であったら、お宅で資料をくださいっていうならお渡ししますが、その辺については、きちっと裏を取っていく必要があるかと思えます。

笹木慶之委員長 それは後ほど資料を頂きましょうか。いいですか。要りませんか。はい。そういうことで結構です。

高松秀樹委員 今奥委員の質問をしたところですね、ちょっと思っていないとこが出てきたんで、中島さんに聞くんですけど、2番ですよ。2番は、中島さん今寄附行為だと言われましたよね。つまり、これ、杉本議員が、余分な会費を払ったことに関して、これ寄附行為に、公職選挙法上の寄附行為に当たるじゃないかということを示されたということですか。それに関して、それがいわゆる疑惑で、疑惑といいながら、これ恐らくこういうふうには発言されておりましたよね。倫理審査会の中で。1人5,000円の会費で御2人出席して1万円のところを2万円払いましたと。だから、余計な1万円分が寄附行為に当たると。寄附行為は公職選挙法違反じゃないかと。そこの責任をどう取るかというお話なんです。そうなんです、中島さんもともと、185名の署名は、これは倫理上の問題だということで、倫理審査会の立ち上げの署名を行われたと。でも今おっしゃってらっしゃるのは、つまり公職選挙法違反じゃないかと。つまり、これ倫理上から刑法上の話になってくるんですけど、そこはもう混在しておる気がするんですけど、それはいいんですか、それで。

中島好人参考人 先ほど言ったように、選挙前だったら政治倫理での政治責任だけで終わるわけですよ。だから、さっきも繰り返したように、そういう公判が、結果が出るまでは私は説明しませんと。って言ったわけですけども、それが犯罪、有罪犯罪とこういう結論が出たから、したら、二重の責任が問われてるわけですよ。説明責任と、何ていうか、刑事事件っていうか、刑事事件との関わりで、二つの側面が生まれてきているわけです。だから、最初の部分と2回目の要望書はちょっと違ってきたわけです。

高松秀樹委員 寄附行為があった、つまり公職選挙法違反があったかどうかを、

杉本議員本人がしっかり明らかにしなさいというふうにとっていいということですね。はい、分かりました。

笹木慶之委員長 ほかにはございませんでしょうか。いいですか。ここで質疑を打ち切っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終了させていただきます。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日は大変お忙しい中を本委員会に御出席いただきまして、貴重な御意見を述べていただいたことに対し心から感謝申し上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思っています。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会を休憩します。御協力、誠にありがとうございました。休憩は、11時半までにします。

---

午前11時15分 休憩

---

---

午前11時30分 再開

---

笹木慶之委員長 それでは、休憩を解いて委員会を再開いたします。今の件について、大変お疲れでございました。この取扱いについてということですが、一応参考人からの説明を受けましたが、参考人は、要望書の説明を求めたところ以外の発言が大分あって最初混乱しましたが、やはり要望書の内容について、その対応策を進めていくということが必要だろうと思います。ただそうは言いながら、要望ほかの意見もありましたから、それはまたその次の問題として検討すべき事項であるかなと思いますが、という進め方でよろしいですかね。まず要望書についての対応ということになりますよね。高松委員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いかがいたしましょうか。ただですね、手続としてもう一つ残っておるのは、杉本議員を呼んで聞かなくちゃなんということがあるんですよね。っていうのは、杉本議員に対する、要望といういろいろ言われたことは随分ありました。それからもう1点は、議会に対してということがあった

と思います。議会の対応はまずいとかね。ただ、高松議員は議会と議員の使い分けをあえて整理されたけれども、なお、そこはね、意見の分かれておるところのような感じがしました、言っておられる方とね。ということですが、それ、それはそれとしてということですけど。一応杉本議員を呼んでこの話を聞かないと次に進めないというふうに思いますが、どうでしょうかね。

長谷川知司副委員長 今委員長言われたとおり、杉本議員の意見も聞いて、それで今後どうするかっていうのをしないと、片方だけ聞いて終わりじゃちょっとまずいと思います。

笹木慶之委員長 ということなんですが、今日出たところをまとめていくっちゃうことも必要かと思いますが、それは、もう皆さん聞いておられてね、それぞれ理解しておられることだから、それを今ここでまとめても仕方ないんで、それを基に杉本さんに確認するということが次の段階だと思うんですけどね。

奥良秀委員 今委員長のほうは、杉本議員を議会運営委員会に呼ぶという考えで今お話されているんですか。

笹木慶之委員長 呼ぶというのが、意見を聞くということなんですけれども、そ上に上がってきておればと思うんですけど、どうなのかな。

奥良秀委員 あくまで政治倫理の中では、議員が書いてありますよね。議会がではなくて。その辺を、先ほど高松委員のほうがちんと分けられて説明をされたと思うんですが、

笹木慶之委員長 だから、だから極端な言い方をすれば、要望書に対する参考人があった。あって、いろいろ言われた。杉本議員御本人のことを言われた。もちろんこちらが、出てきて説明しなさいということではないよ。

それで杉本議員はいいんですかという、あくまでも向こうの意思。言われたままでいいんですかということと思うんですけど。それはどうなんでしょうかね。必要ない、いや僕は必要ないよというものについて来て説明せいという必要もないし、ただ、聞いた範囲の中では、やはり御自身の対応がまずいということ随分言われておるから、そういう話で話の中で、聞く必要性はないのかなというふうに思ったわけ。ただ、相手方が説明する必要があると言われれば別やけど。どうなんでしょうかね。

高松秀樹委員 要望書の、特に2番については、参考人の見解は聞きましたので、杉本議員本人の意見によって事実確認をするしかないのかなという気がします。そのときに、委員長はここにお呼びしてっていう話をしましたけど、もちろんお呼びするんですけど、どういう形でお呼びするのかってのは、この機会にしっかり決められたほう方がいいと。どの形ってというのは参考人として呼ぶのか、それとも委員外議員として呼んで話を聞くのかっていうのをしっかり決めて。今、病気療養中ということですので、今年中のことにはならないと思いますけど、ある程度方向性を今日決めちゃったらいいのかなという気はします。

笹木慶之委員長 だから私は、あくまで、こういうふうなことになっているが、御本人がでないと分からんことがあるので、それについては説明されませんかといういうことで、言われたままでいいんですかといううことで、だから、いや、そうじゃなしに是非説明させてほしいということであれば、我々が呼び出すということではなしに、委員会としてね。いや、それは説明を私もしたいと言われれば、それはその方法でないと、我々が抱えちゃったって片付く問題ではない。ただ、今高松委員が言われたように、どういう形がというのはよく検討して進めんにゃいけんと思います。だから、委員外議員として、という説明の方法もないことはない。ちょっと置きましょうね。ちょっと置いて、どっちみち今すぐどうこうとできんじゃないですか。置いてまた、十分協議しましょう。ということにし

ましよう。そして、今後の問題いね。今後の問題が、我々、その、議運で諮られた問題だけれども、委員全体に係ってくることを一杯言われたわけよ。その問題をね、あったようにやね、議会は何もしてないとかね。

長谷川知司副委員長 要望書の頭にありますように、要望されることは2点あるんですね。要するに、杉本議員自身の説明責任、それと議会の対応。この2点についてどうなのかということのを要望者は言われたんですが、この議会の対応ということについては、あくまでも政治倫理については個人の問題、議員そのものの問題だということですので、議会の対応については、ここは取り上げる必要はないんじゃないかという理解ではどうなのかなと思います。

河野朋子委員 今議会の対応って考えたときに、そもそもこの問題は、政治倫理審査会が立ち上げられて、そこでいろいろお聞きして、けどそのときにまだ、結論が出ていない状態で杉本議員はとりあえずっていうかその時点では謝罪をするというところだけは確定したんですけど、多分結論が出た後の説明責任をそのときにしますって言ったものを、本人も結論が出て何もされなかったし、片やその審査会で結論が出たら説明責任をするっていうふうに審査会の中で発言があったものを、今となってみると審査会がそのまま解散したので、それに対しての追及というか本人に、出たのでこれをすべきじゃないですかっていうことを審査会が言わなかったっていうか言わなかったというか、対応しなかったということが、唯一議会としての対応が少しそこが足りてなかったのかなって、自分も審査会のメンバーでありながら、今回すごく思ったので、その辺りは、審査会の反省というか、ちょっと検証っていうか、謝罪だけで終わって、その後きちんとフォローをしなかった点については、議会の対応という部分ではそこが当たるのかなあというふうに私は思ったんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。審査会の対応が、そこに当たるのかなあと思ったりもしました。

笹木慶之委員長 今、河野委員からそういう意見がありました。その点については、御意見ございませんか。

奥良秀委員 たしか審査会の最終的な答申ってというのは、議長宛てに、多分、報告書として出されていると思うんですね。であるのであれば、何かしらの動きがあった際は、その後の動きというのはたしかあのときには、倫理審査会の委員長は河崎議員でしたけど、そこから任を解かれて小野議長に移られていると思いますので、小野議長が何らかしておかなかったのがまずかったのかなというふうに考えてよろしいでしょうか。

河野朋子委員 それもあって、多分本会議場で議長からちょっとそれに近い対応が、ちょっと自分も足りてなかったっていう謝罪があったのだとは思いますが、審査会自体にはもう、どうなのかちょっとよく分からないんで責任はもうないのか、審査会をもうちょっと解散せずに少し結論が出るまで置いておいたほうがよかったのかとか、その辺もちょっとよく分からないんですけど、そういったことも少し議論のあれにはなるのかなと。杉本議員の話聞くだけじゃなくて、議会の対応はどうだったのかっていう、そういった検証を議運の中でするっていうことは意味がもしかしたらあるのかなというふうには思いましたが、どうなんですか。

笹木慶之委員長 そういうあれがありました。これ、今、審査会の意見書ですよ。意見書の中にはそういったことは全く書いてないよね。ということで、倫理条例について、現在の1番で講ずべき措置ということで、議場における杉本議員に対する議長の注意、議場における杉本保喜議員からの謝罪ということだけに打ち止めてある。ということで締めくくって、議長に渡してあるということで、現在、これは存在しないわけです。存在しないものに公的なものはない。ただ、道義的な責任っていうのはあるんだけど、それをそのままをもってどうこうっていうことはできませんよ。

高松秀樹委員 倫理審査会の結論は、議長による注意と謝罪だったでしょ。これ、謝罪については、語尾がどうもという言葉で終わって、これが謝罪に当たるのかどうなのかっていうことは別にして、僕自身は一定行われたと思っています。今問題となっているのは、倫理審査会の中で、現在、警察が捜査中やったのか裁判所とか忘れましたが、だから、詳しいことは申し述べられませんと。判決が出た後にしっかり説明責任を果たしますという、つまり、彼の政治責任の部分を中島さんも含めて言っているんじゃないかと理解しております。ということは、そこを今後はっきりする必要があると。倫理審査会の結論は結論どおりに僕はやっているのかという理解でいますので、まだ杉本議員本人が、そういうふうに倫理審査会の中で、全部が終わったらどういうことがあったのか説明しますって言うたことに関して履行されてないじゃないかっていうふうに考えれば、その部分を取り上げてこういう要望書が出てきたのであれば、杉本議員を1回呼んでこの事実確認の部分を、もちろん、本人分わからないことがあると思うんですよ。警察の話なんか分かんないですよ。分かる範囲で話を、やっぱ聞くことはやっぱりしなきゃならないような気がしますよね。その上で、まだ説明責任を果たしてないという話ですので、そこを議会として、又は杉本さん本人としてどうするのかと。議会としてこの前12月何日にあったので、説明責任を果たしたと思えば議会側としてはいいんですけど、でも本人が、いや実はまだ足りませんでしたっていうのであれば、どうするんですかって話になるかもしれないんですけど、この部分は僕は議会が、さああなたどうしろこうしろっていう範ちゅうに僕は入らないような気はしております。ちょっと今よくは考えてなくて発言したんですけど。河野委員は「うーん」って言ってらっしゃいますけど、ちょっとなかなかそこ微妙なところかなあっていると思いますけどね。だから一番いいのは、本人がちょっと言葉足らずでしたと。もう1回やりますとか。それは、分かりませんよ。議会サイドとしては、それも含めていかななものかなとか思っているんですけど。そういうことは、基本的にはやっぱり本人が考えられるもの。倫理審査会はもう終わっていますし、倫理審査会の中でそういうことは述べてな

いので、しようがない部分はあると理解しています。

笹木慶之委員長　だから、強いて言うならばどういう形が果たされたというと言えるのかというようなところも関わってくるので、検討したいと本人は言うちよってわけ、この中で。だから、こっちが呼びつけてどうだこうだっちゃんことではないと思うんです。だから、終わっていると判断しておられれば、それはそうだろうし。

高松秀樹委員　委員長、呼びつけてうんぬんと言われましたけど、要望書が出てきて、要望事項を見ると、杉本議員本人に聞かなきゃならないところもあったので、やっぱりそこは事実確認として、1回お呼びして、この部分こういうふうに書かれていますよと、あなた意見どうですかってことは聞いてあげないと非常にまずい。ですよ。そうじゃないって言うかもしれないしね。しかし、それでも今は病氣療養中なので、次がいつか分かりませんからちょっと先になりますけど、一応そのぐらいはここで決めておいておいたらいいのではないのかなという気がします。

笹木慶之委員長　ということですが、弁明の機会を持たんにやいけんかな。

奥良秀委員　今、中島参考人の要望書の中で、先ほど8か月が妥当性どうなのかっていうのが、どれぐらいが一番よかったのかっていうのは私もちよっとよく分かりませんが、遅いのか早いのかってのはいろいろあるんでしょうが、杉本議員のことを今この中でいろいろと言われている中で、あくまで議会がどうかではなくて、この要望書は、全議員にはもう配布されていますので、もちろん杉本議員本人にも見られていますので、何らかの釈明をされるのかされないのか、御本人じゃないんで分からないんですが、そういった機会があれば柔軟に対応されればいいんじゃないかと思います。ただ、委員会としてどうこうというのはどうなのかなと思います。

笹木慶之委員長　そういう意見もある。

長谷川知司副委員長　繰り返しになるんですが、やはり、杉本議員の声も聞くべきだと思うんですね。そういう機会を持つというのが大事だと思いますので、一応、杉本議員の意向を聞いて、お聞きすべきことは聞いたほうがいいと思います。本人がしゃべることはないと言われればそれはそれでいいと思いますし。そういうことで、次回、杉本さんの意向を聞いた上で、どうするかを諮ったらいんじゃないかなと思います。

伊場勇委員　呼び方として、参考人っていう呼び方があるのか、もう1個委員外議員その違いって何なんですかね。どっちがどうなのかよく分からないんですけど。

石田議会事務局次長　まず参考人は、これは議員に限らず一般の、来られた中島さんもそうでしたが審査するための参考、意見等述べていただく方ということになります。そして、委員外議員というのは、これは、例えば請願の紹介議員等、そういう場合に委員外議員として呼んで御意見を頂くということで、ちょっとどちらの形でお呼びするのがいいのか、ちょっと私も今ここでは即答しかねるんですが。議員をどういう形で、どちらがというのが、申し訳ございません。

伊場勇委員　僕の意見ですけど、政治倫理審査会で明らかになっている事項も、要望書の中の2番のところはあるんじゃないのかなと思うのと、委員外議員よりもこの要望書の当事者でありますので、参考人として呼んだほうが、分かりやすくいいんじゃないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

河野朋子委員　私も今回のこの要望書は、杉本議員本人のことがほとんどで、議会の対応っていうのもあったんですけど、本人に聞かなければ分からないことがほとんどで、こちらで、本人なしで議論できることじゃな

いので、やはり、本人をきちんと、声を聞くっていうことが大事と思うのと、今言われるように、筋からいけばこれは参考人であって、参考人だから何か対応はどうかっていうことじゃなくて、来てもらって話しやすい雰囲気委員会として作って、意見を頂きやすいようにするっていうことであれば、参考人っていうやっぱり位置づけのほうがすっきりするような気もするんですけど、どうですかね。委員外議員っていうとまたちょっと違うような感じがする。

高松秀樹委員 同僚議員を呼ぶ際には、参考人という呼び方と委員外議員で呼ぶ2通りあるんだと思います。言われるように、案件からすると河野委員が言われるように参考人だと。いわゆる参考人招致だということなんです。委員外議員とはちょっとニュアンスが違うんですよ、実は。だから、そこは深くは言いませんけど、それは、今でなくて、いろいろ議運の委員長と事務局が協議をされてどういう呼び方がいいのかっていう一定の結論を出した後に、またこの議運の中で説明をされて、こういう呼び方がいいんじゃないのかっていうことをされればいいと。これ結果は同じなんですよね。発言の機会を与えるっていうことなんで、これは一緒だと思うので、そこはちょっとここで決められなかったら協議されたらどうでしょうか。

笹木慶之委員長 どっちにしてもやっぱり御本人のことばかりだから、聞かんとやね、今、参考人の話を聞いただけでね、どうかっていうふうにならないということだから、ただ、方法論は、今から決めるということに来ていただいて、やっぱり弁明の機会を与えると。そういうことを、今日決めておきたい。

奥良秀委員 今委員長が弁明の機会っていうのが、弁明という言葉はちょっとどうなのかなというのはあるんですが、あくまで、今回中島参考人のほうがこのような要望書を出されましたと。そういう中で、杉本議員が反論というか、こうじゃないんだよと、もっとこうなんだよという意見が

あるのであれば、声を聞く機会を与えると。いや別に、特にないよ、と。前、説明したままだよって言われるのであれば、それだけでいいと思いますので。あくまで、今後委員長と副委員長もしくは議長、副議長がそういうふうな手段でお話しされればいいんじゃないですか。

笹木慶之委員長 はい。それはそのとおりですね。本人がいいと言えればそれで結構だということでもいいんですかね。この件は。はい。ちょっと時間がないから、次急ぎます。それから、その次は市民憲章の件です。これは、もう既に一定の方向性で協議をしておりますが、今日最終的に結論を出そうと思います。ということで、いかがいたしましょうか。

伊場勇委員 一定の方向性っていうのは。説明していただけますか。

笹木慶之委員長 聞いていないのかな。これは、協議会の中でも少し協議をしたんですが、会派に持ち帰ってその意向も確認してということもあって、その後で、いろいろ言われんことも分からんでもないが、その必要性はないんじゃないかという結論に至ったわけです。だから、そういう方向の中で、申入者に対して返事をしていくということです。

伊場勇委員 はい、すごくいい言葉の内容ですし、僕もいろんな場所で唱和することがあるんですけど、唱和したからいいってわけじゃなくて、それをしっかりこう胸に秘めてその議員活動していくってことが大事だと思うので、わざわざ読む必要はないのではないかなと感じています。

笹木慶之委員長 では、そういう方向で結滞したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他についてお話しをします。実は、代表質問制度の代表質問の件につきましては、今、協議会の中で、方向性について、各会派で確認してほしいという段階です。ですから、あくまでもこれは下話であって、正式には議運でその方向性で決めていくというふうに思います。とは申せ、やはり、代表質問制度を導入したとい

う経緯もやはりもう一度精査しながら、そして、代表質問が本当に実効性のあるものなのかどうなのかという中身を検証しながら、そして、やはり議員全体に諮って方向性を決めていく、そういう手順が必要だろうと思います。ということで、一応、今年の3月に向かって対応を進めていきますが、かなりタイトな期間になっておるといことですが、何とかね、何とかやれる方法を見出しながら、会議を前に進めていきたいというのが現状です。そういった矢先に、もう既に3月議会の日程表が執行部との協議事項となっているということなんですけれども、その辺はよく分かりますが、我々も新たな議運のメンバーとして受けたのがこの間の問題ですからね。だからそのことを踏まえながら、やはり必要とする手続をきちっと取って方向性を決めていくということになろうと思いますので、その点の御了解をいただきと思います。いいですね。

河野朋子委員 今の、どういうことですか。代表質問の制度について、方向性は議運としては出ていないという確認でいいんですよね。（「そうです」と発言する者あり）それについて、議論をきちんと重ねていくっていうことでいいんでしょうか。委員会を通してですね。何か、議論を、やっぱり委員会の場でしっかりしていくっていうことを再確認していただきたいので、その辺りをよろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 だから、この議運でしっかりした対応して行って、そしてやはり、議員全体のしかる場で意見を聞きながら、最終的な決定に持っていくということになるだろうということで、事務局のほうもよろしく願いします。で、ほかにありませんかね。

伊場勇委員 会派代表者が集まって議運が開かれて、その会派に入られた方は情報が取りやすいと思いますし、出られている方は会派に報告する義務じゃないですけども、責任があると思うんですが、無会派の方に、やはりいろいろタイムリーなことはすぐお知らせしたほうがいいと思うんですね。口頭でも伝わればいいんですけど、要は。ただ、議会運営委員会

として、やはり情報をしっかりその人たちにも伝えるということは必要だと思うのと、やっぱりそこに証拠もちゃんと残したほうがいいと思うんです。なので、そのメールであったり、文章になるとまた文書を届けなきゃいけないなくなっちゃうので、メールとかいう方法でちゃんとそつなくお伝えすることが必要じゃないのかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

笹木慶之委員長 現状も、こういう役割分担、副委員長のほうが、無党派の方にはきちっと即座に伝えていきます。だから、文書であるかどうかということはちょっと分らんが、ね。その辺のことについては。

長谷川知司副委員長 一応、口頭で私が無党派の人にお伝えして、もし不明であればですね、事務局に問い合わせさせてくれ、あるいは文書でということで行こうと思います。今までは口頭で行っております。

笹木慶之委員長 従来もずっと口頭だから、だからそれは今言うように私どもも手分けをして対応しておりますから、御心配には及びません。

伊場勇委員 口頭で言うのとメールに残すとはちょっと違うと思うんですよ。言った言わんの話になるし、言うたのにいや聞いていないしってなるのは、またその議運として何で教えてくれなかったんかって言われたときには、その言った言わんなるでしょっていう話なんです。だから、そこをちゃんとメールで残したほうがいいんじゃないのかなと思います。ただ、委員会を開かれるときは中継されてますんで、それは中継されてますから見てください、それは通じると思いますけど、協議会でも、すぐ決めなきゃいけないこととか、ちょっとタイムリーな事項とか今からまた出てくると思うので、そういった事項とかも教えてあげたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

長谷川知司副委員長 これについてはちょっともう1回、確認して、よりいい

方向でいきたいと思います。

笹木慶之委員長 ちょっと確認しますが、何かそういう苦情があったわけですか。

伊場勇委員 苦情があったというわけではないです。万全を期してやられているとは思いますが、僕も初め無会派で、今は会派に入ってますけど、会派のときと無会派のときとの情報量が違いますし。ただ、会派として動くところの情報量じゃなくて、議会の中の一議員としての議運の進め方、決定事項や協議内容とかが無会派のときには基本ほとんどなかったのですね、そういうのが、もし、お知らせできたほうがいいんじゃないのかなというふうに考えますが。

河野朋子委員 会派制を取ってこの議運というのがあるので、それをまた一個人に全部情報を同じように、渡していくっていうのは私はどうなのかなと思います。もちろん自分も無会派のときがあって、情報がなかなか入らなかったということがあるんですけど、そういう場合は極力自分から情報を取るようになっていくということも必要ですし、急を要するときには、委員長、副委員長で手分けしてっていうことも必要ですし、それを満遍なく無会派の人に伝えるようにしなくちゃいけないんだったら、この議運はそもそも何なのかみたいになるので、その辺りは、今後はそういうふうにされると思いますが、口頭にしろ、文書にしろ、きちんと必要なときに伝えていただくということをここで確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 私が皆言うちゃいけないけど、私もそれはそれでいいと思う。というのがね、会派に持ち帰ったときにね、会派に文書で皆出せんじゃないですか。皆口頭でしょ。会派のメンバーには。伝えるのは、だから、それはきちっとお互い聞く聞かんの問題じゃなしに、それから、相手方が分からんときには、また再度聞き直すということでもいいんじゃないの。

伊場勇委員 会派のことを言うと、会派は、代表者が来てるわけだから、それはちゃんと伝えることができますよね、会派の代表として責任持って出てきているんでしょ。

笹木慶之委員長 副委員長が言うんだから。きちっと言うんだから、間違いはないじゃないですか。副委員長が言うんよ。

伊場勇委員 なので、副委員長が、言うから大丈夫っていうのはちょっと論点が違って、ある意味副委員長も守るために、そういうシステムがあったほうがいいんじゃないかっていう提案です。だからその不満はない、不満があるかとどっちかただ僕が不満だったのかなとはちょっと思ったりしたんですけど、いやそうじゃなくて、副委員長もそのやっぱり役割分担されているのであれば、それを守るためにもちゃんと伝えていきますよと。そういう証拠をちゃんとしっかり残しませんかっていう話です。

笹木慶之委員長 ケースバイケースですね。

高松秀樹委員 今副委員長、委員長、副委員長に無会派の主張に対して、伝達していますよ。何を伝達しているんですか。議運決定事項でしょう。議運決定事項って報告されよんじゃないんです、今。今いろんな協議会うんぬんって、協議会と委員会別なんだと思ってるんですよ。協議会の話はこれ、ええと思うんです。でも議運の中で、どういう議論になるかっていうのは、これはわざわざ伝える必要はないと思う。議運決定された事項は、もちろん伝える必要があるんですけど、それは委員長が議運決定事項で話してるはずなんですよね、形式的には。でも、恐らく伊場委員が言われるのは、それプラス、ちょっと細かいことについても、ちゃんと報告してあげてくださいっていうことになるんですか。なるほどね。

中村議会事務局議事係長 議運決定事項の件なんですけど、例えば、今日の付議事項の一つ目の議員研修会とかも今、例えば2月5日のうんぬんというところまで決まったことっていう、こういう細かいところになると、多分全協ではまだ、すぐ議運決定、例えば明日の本会議前に全協を開いてとかそういう形は取ってないんで、そういうところも含めてっていうこと伊場委員はおっしゃっているのではないのかなと。途中経過ではありますけど、その部分知りたい部分があるっていうことでよろしかったですか、今のお話は。

高松秀樹委員 なるほど。今中村さんが言われのはよく分かりましたけど、これって正式ににね、また事務局からきちんと伝えるでしょ。議員研修会いついつって。途中経過をうんぬんという公式にそれを伝える必要がないと思うんですよ。どうなんですか。気を使われているのはよう分かってですね、いろんな人に、いろんな情報を出したいという話だったら、この中で仕組みを考えたらこういうふうにしてやったら全議員分かりますよねと。なぜかっていうと、代表でしょ、皆さん代表でしょ。代表っていうのは、最終的に、例えば決定したことは会派に伝えるかもしれませんが、委員長がよく会派はでよく、これもできてくださいねっていうのは、例えばうちの会派は全権委任されちゃんですよ。つまり、全部任せますよと。よほど大事なことだけ僕はこういうふうに言いたいけどいいですかって同意は得るんですよ。こういう状況なんですよ。だから余り知らないんですよ。決定されておること以外は。それじゃいけんというのであれば、そうしたら違う手法を使って、今こういう話になります。メールで配信するとかってそういう話になるんですが、それはね、やっぱこの議運の中でしっかり議論しとかないと。これは非常にまずいなという気がします。

伊場勇委員 会派に持ち帰って考えてくださいねってよくあると思うんですね。で、会派に入られる方は会派で話せばいいこと、例えば一任されている場合もあります。ただ、会派に入っていない人の意見っていうのは、例え

ば、副委員長が口頭で「どねえ思うか」って聞いちょんかもしれませんし、それはちょっとやり方がよく分かりませんが、会派の意見は議運のところで反映されると思いますけど、そのほかの意見っていうのはどういった形で反映されるのかと思って。今は口頭で聞いているんですけど。会派を組んで議運に出して決めることですからね。

高松秀樹委員 委員長あれですよ。伊場委員のおっしゃることもっともな部分もありますので、今後そういうことも含めてですね、どうしていくのか。行こうか。委員長の言われるよう、一方ね、伊場委員、委員長の言われるようにここは議会運営委員会なんです。その立場を堅持しつつどうしていくのかっていうのも重要なことなので、それは、せっかくこう議論する場があるので、しっかり今後も議論していったらいいと思います。

河野朋子委員 議運っていうのはこれが全ての議員の代表じゃないので、普通の委員会の運営とちょっと変わってくると思うんですよ。常任委員会あればその全員いるのでそこで言えばいいんですけど、議運の場合、委員会派に入っていない人たちがいるっていうことを考えたときに、やっぱり議論があった後っていうか会議があった後に、委員長の判断で、これはもう、今日中にでもとか、緊急にでも会派以外の無会派の人たちに伝えるべきっていう判断されたものは、即座に副委員長言われてもいいんですけど、そういう判断を委員会ごとにしていかないと、外の人がなかなか委員会に対しての情報が多分入らないと聞いたことがありますので、その辺をうまくやっていただければいいと思います。

笹木慶之委員長 いや、それを再調整して今やっていますからね。

笹木慶之委員長 その意見を吸い上げて私のところに来ていますから。ほかにいいですか。じゃあ、一応当該委員会を終了いたします。

---

午後0時7分 散会

---

令和元年（2019年）12月19日

議会運営委員長 笹木慶之